

第1号様式（7条関係）

京都市 連携・協働型文化芸術支援制度補助金（文化財保護・事業認定型） 交付申請書

1 申請者

京都市補助金等の交付に関する条例第9条の規定による補助金の交付を申請します。

| | |
|----------------------------|--|
| (宛先) 京都市長 | 年 月 日 |
| 申請者の住所(団体等の場合は、団体所在地) 〒 | 氏名(団体等の場合は、団体等名及び代表者氏名) 電話() - |

※申請者名は補助金を受け取る口座名義、領収書や請求書等の証憑書類の宛名と一致させてください。

2 連絡先

(京都市から記載内容の確認や書類送付等をする際の連絡先となります。上記『1申請者』と同様の場合は「同上」と記載いただいても問題ありません。)

| | |
|--------|--------------|
| 担当者氏名 | |
| ふりがな | |
| E-mail | |
| 住 所 | 〒 電話() - |

3 応募者（以下の項目について、できるだけ簡潔に記入してください。）

| | |
|--|--|
| <p>【団体等の場合】</p> <p>団体概要</p> <p>※ 名簿及び「定款」、「規約」、「会則」、「規則」等を提出してください。</p> | <p>※ 設立年月日、構成員数、活動（事業）目的等を記入してください。</p> |
| <p>京都市からの補助金等 交付状況</p> | <p><input type="checkbox"/> 過去に京都市からの交付決定を受けたことはない。</p> <p><input type="checkbox"/> 過去に京都市からの交付決定を受けたことがある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 年度 (補助金等の名称:) ・ 年度 (補助金等の名称:) |

4 事業

| | |
|--------|--|
| 事業名 | |
| 文化財の名称 | |
| 所在地 | |

| | |
|-------|---|
| 交付申請額 | 金 円 (参考) 金 円 (年度) 金 円 (年度) |
| | ※ 複数年にわたる事業の場合、参考に各年度の申請予定額を記入してください。 ※ 申請額の上限はありませんが、交付額は寄付金等の合計額の7割を上限とします。 ※ 千円未満は切り捨ててください。 |
| 概算払 | <input type="checkbox"/> 希望する (金 円) <input type="checkbox"/> 希望しない |

5 添付書類の確認 (以下の書類を添付しているか確認し、チェックをしてください。)

| |
|--|
| <input type="checkbox"/> 事業計画書 (第2号様式) <input type="checkbox"/> 収支予算書 (第3号様式) <input type="checkbox"/> 京都市文化財保護事業補助金交付事務取扱要領第2項に定める書類 (見積書、写真、図面等) <input type="checkbox"/> 誓約書 (第4号様式) |
| <p>【他の機関からの補助金・助成金等を受ける場合】の申請は、上記に加え下記も御提出ください。</p> <input type="checkbox"/> 補助金、助成金等の内容が分かるもの (要綱、募集案内など) |
| <p>【団体等】の申請は、上記に加え下記も御提出ください。</p> <input type="checkbox"/> 役員など主な構成員の「名簿」 <input type="checkbox"/> 「定款」「規約」「会則」「規則」等 |
| <p>【補助事業に係る文化財が指定等文化財以外のものである場合】の申請は、上記に加え下記も御提出ください。</p> <input type="checkbox"/> 対象文化財の年代・形式・規模・由緒等が判断できる古文書等の写真 <input type="checkbox"/> 学識経験者の推薦書 |
| <p>【当該事業に係る文化財の所有者以外が申請する場合】の申請は、上記に加え下記も御提出ください。</p> <input type="checkbox"/> 所有者の同意書 |
| <p>【クラウドファンディングサイトを利用する場合】の申請は、上記に加え下記も御提出ください。</p> <input type="checkbox"/> 申込書 (第16号様式) |

【補助金の交付について】

- ※ 事業の認定を受けた場合、申請者自ら積極的に情報発信し、寄付を募集していただきます。
- ※ 補助金額は、認定を受けた事業への寄付額のうち7割を上限とします。寄付募集後に、集まった寄付額に応じて計画変更をすることができます。
- ※ 不正があった場合、補助事業を実施しない場合など、補助金として交付しなかった寄付金については、京都市文化芸術振興基金へ積み立て、本市の文化財保護施策のために活用します。